

サービス内容

普通傷害保険の保険期間中、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。

	24時間健康・医療相談サービス	24時間介護相談サービス
サービス内容	幅広い分野のご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。	身近な介護のご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。
①相談受付日時	24時間365日	24時間365日 ※介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介は、月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始は除きます。)となります。
②利用対象者	本人とご家族(被扶養者)	
③相談回数	利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。	
④相談にあたって	本人・家族の別、性別をお聞きます。(お名前、証券番号等をお聞きますことがあります。) ※所属団体名をお聞きますことがあります。ご退職された団体名ではなく、「メイジヤスダソンポ加入者」とお答えください。	
⑤その他	お電話での相談となります。	
相談内容	健康づくり ◆栄養・食事と健康 ◆運動 健康管理 ◆予防接種、抗体検査 ◆健診内容と結果の評価 妊娠・出産・育児 ◆家族計画、遺伝子相談 ◆妊娠と出産 ◆育児 休日・夜間・救急医療機関案内 医師にかかる前に ◆疾病予防に関する一般常識 ◆医療機関・福祉施設の情報 家庭内介護 ◆薬 ◆民間療法 ◆家庭看護、老人介護 ◆家庭内の事故と手当 小児救急相談 ◆24時間小児科医相談 専門医相談(予約制) ◆専門医:内科・外科・小児科医などへの相談	◆介護や介護予防に関するご相談 ◆要介護認定申請に関するご相談 ◆その他介護に関する一切のご相談 ◆公的介護保険に関する情報提供 ◆介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介

ご相談例

24時間介護相談サービス 介護に関するご相談は、ケアマネジャーや社会福祉士が直接ご相談をお受けいたします。	
区分	相談内容
介護相談	要介護1の80歳母親。施設に入れようか迷っている。歩行可だが足・膝に痛みあり、痛み止め服用中。
サービス提供	ベッドや車椅子など福祉用具の割引や利用について教えてほしい。
情報提供	75歳母親。1ヵ月前胸椎の骨折。痛みはあるが手術はしない、外出もできない。介護保険の対象になるか。
サービス提供	母親が癌で入院中。痰が絡むため退院後の吸引機のレンタルは可能か。
情報提供	遠方の親が要介護認定の申請をしたが、その後どうなったのかわからないので、申請後の手続きについて教えてほしい。

24時間健康・医療相談サービス 相談にあたるヘルスアドバイザーは、全員が保健師、看護師、管理栄養士等の健康相談の専門家です。	
区分	相談内容
治療法	初期の前立腺がんと診断され、ホルモン治療によりPSAが2.84に下がった。医者からはホルモン療法で完治させるのは難しいので、手術や放射線治療を治療をすすめられている・・・。
メタボリック	夫は完全なメタボリック。予防法は健保の機関誌などに載っているが、不規則な生活や外食が多いためなかなか実行できない。夫に適した対策や改善方法を教えてほしい。
専門医相談	56歳の妻が脳出血で、現在右片側麻痺が続いている。出血部の血腫は自然吸引で様子を見ている。時間がかかっても後遺症の少ない方で治療していきたいと思うがアドバイスを・・・。
症状	2週間ほど前から右目だけがサングラスをかけたように視界が茶色くなり夕方は色が濃くなる。原因は何か?近くの眼科医よりも大病院に行くべきか?
対処法	雪の上を歩いていて転び、顔や頭をぶつけた。頭痛があり、何となく食欲もない。心配だが受診したほうが良いか?

●本サービスは保険期間中、明治安田損害保険(株)の委託先である明治安田ライフプランセンター(株)がご提供します。●本サービスは、保険証券記載の保険期間中にご利用いただけます。なお、サービスは予告なしに変更または中止することがあります。この場合、改定内容および改定日をご契約者さままで通知もしくは公表します。●本サービスは、明治安田損害保険(株)が提供する保険商品(普通傷害保険)の一部を構成するものではありません。

■保険期間 保険料のお払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。※保険契約申込書にてご確認ください。

■保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額)	●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●病氣、心神喪失等を原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをした場合(例えば、歩行中に病氣により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合等) ●妊娠・出産・早産・流産を原因としたケガ ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、ハンククライター搭乗等の危険な運動中のケガ ●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないケガ ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故によるケガ ●戦争、外国の武力行使、暴動等によって生じたケガ(ただし、テロ行為によって生じたケガを除きます。) ●告知義務違反によりご契約が解除された場合など
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額が限度)	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けたとき *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額	
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	

・「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 ・保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
 ・入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
 ・傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します。(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
 ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。
 ・医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
 ・被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等で特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらに類するものを常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。)
 ・既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
 ・手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

万一、事故にあわれた場合(保険金のご請求について)

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店(TEL: 03-5952-1061、受付時間: 午前9時~午後5時(土、日、祝日および年末年始を除く))または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

- 満期返れい金・契約者配当金について
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- クーリング・オフについて
保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても契約の申込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行うことができます。詳しくは「重要事項説明書(重要事項のご説明)」をご覧ください。
- 告知義務・通知義務について
この制度とは別に同様の補償を提供する保険や共済、制度に既にご加入または新たに加入のとき、および、保険契約締結の後、職業・職務を変更するとき(新たに職業に就いた場合、職業をやめた場合を含みます。)は、必ず取扱代理店または明治安田損害保険(株)へお知らせください。お知らせいただけなかった場合やお知らせいただいた内容によっては、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがありますので、ご注意ください。
- ご契約の解約について
ご契約を解約する場合は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にすみやかに申し出ください。
 ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。
 ・ただし、解約返れい金は原則として、保険期間のうち未経過であった期間分の保険料よりも少なくなります。
- 税法上の取扱い
被保険者が保険料を負担した場合の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。
 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は非課税です。
 ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。
 ・このパンフレットでは、商品の概要を説明しています。詳しくは取扱代理店または明治安田損害保険(株)までお問い合わせいただくか、明治安田損害保険(株)ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
 ・所定の口座に保険料をお振り込みいただいた場合は、原則として保険料領収証の発行を省略させていただきます。
 ・ご契約の際には「重要事項説明書(ご契約の概要・ご契約の注意事項)」「ご契約のしおり」を、必ずご一読ください。

・明治安田損害保険(株)の個人情報の取扱いは、次のとおりです。
 当社はお客様の情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。
 ●各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
 ●関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 ●当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
 ●その他保険に関連・付随する業務
 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、左記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先(明治安田生命を含みます)、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客様の情報を提供することがあります。
 また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客様の情報を共同利用することがあります。
 詳しくは当社ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

MYG-A-17-長傷-783

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、保険期間が1年を超える傷害保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、引受損害保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。

【取扱代理店】 明治安田ライフプランセンター株式会社 株式会社 若葉共済会 明治安田生命保険相互会社
 TEL 03-5952-1061 TEL 03-6380-9501 TEL 03-3560-5843
 【引受損害保険会社】 明治安田損害保険株式会社 営業推進部 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
 TEL 03-3257-3177